**実務経験従事証明書（特級・一級ボイラー技士免許用）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１　証明を受けようとする者** | | | |
| フリガナ |  | 住  所 | 〒（　　－　　　）  電話　　　（　　　　） |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| **２　証明する事項　（該当するものに■または☑をお願いします）** | | | |
| 【特級ボイラー技士免許関係】※   * 一級ボイラー技士免許を受けた後、５年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験　［ボイラー則第97条第1号イ］ * 一級ボイラー技士免許を受けた後、３年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験　［ボイラー則第97条第1号イ］（作業主任者の選任義務がない場合を除く）   【一級ボイラー技士免許関係】※   * 二級ボイラー技士免許を受けた後、２年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験　［ボイラー則第97条第2号イ］ * 二級ボイラー技士免許を受けた後、１年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験　［ボイラー則第97条第2号イ］（作業主任者の選任義務がない場合を除く） | | | |
| **３　上記２に従事した期間並びに取り扱ったボイラー** | | | |
| **年　　月　　日から　　　　　　　年　　月　　日まで**  **経験年数　　　年　　　か月　※**  ①　取り扱ったボイラーが労働安全衛生法の適用を受ける場合  検査証番号〔第　　　　　号〕（交付者：　　　　　労働基準監督署）  ②　取り扱ったボイラーが労働安全衛生法の適用を受けない場合、適用を受ける法令  （ボイラーの種類・伝熱面積がわかる書面を添付してください。）  ：□電気事業法、□高圧ガス保安法、□その他（法令名：　　　　　　　　） | | | |
| **４　事業者による証明** | | | |
| 上記１の者は上記２について上記３の経験を有することについて相違ないことを証明します。  　　年　　月　　日  事業場所在地  事業場名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　　　）  事業者職名・氏名 | | | |

※　暖房専門のボイラーの取扱い経験は、１年を６か月に換算してください。

（裏面）

備考

１　事業場の倒産等により事業者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業者証明に代えることができます。ただしこの場合にあっては、証明者の数は原則２名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「事業者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、氏名」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。

２　本証明書における各記載事項は法令を要約したものです。正確な内容は法令をご参照ください。

　「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **小規模ボイラー**  （労働安全衛生法施行令第20条第5号各号） | 小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。  ○　胴の内径が750㎜以下で、かつ、その長さが1,300㎜以下の蒸気ボイラー  ○　伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー  ○　伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー  ○　伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が400㎜以下で、かつ、その内容積が0.4ｍ3以下のものに限る。） |
| **小型ボイラー**  （労働安全衛生法施行令第1条第4号） | 労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。 |
| **小規模第一種圧力容器**  （労働安全衛生法施行令第6条第17号各号） | 小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。  ○　加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が5ｍ3以下のもの  ○　反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1ｍ3以下のもの  ○　蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が1ｍ3以下のもの  ○　高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が1ｍ3以下のもの |
| **小型圧力容器**  （労働安全衛生法施行令第1条第6号） | 労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。 |